

営業所の登録状況に係る秋田県建設コンサルタント業務等 入札参加資格の変更届について

県外業者が支店・営業所等に入札参加権限を委任する場合、受任先は、申請業務の全てについて各法令・コンサルタント登録規定に基づく登録・届出を行っていることが必要です。

このことを確認するため、秋田県建設コンサルタント業務等入札参加資格を有する者で、次の1に該当する場合は、変更届を提出してください。

1 対象となる事項

営業所の登録・届出状況に変更があった場合

2 提出書類

(1) 変更届出書（測量・建設コンサルタント等業務）

(2) 営業所の登録・届出状況の確認できる書類

① 測量業務

変更登録申請書及び変更登録が完了したことの通知書の写し

② 土木関係建設コンサルタント業務・補償コンサルタント業務・地質調査業務

変更届出書及び変更が完了したことの通知書の写し

③ 建築関係建設コンサルタント業務

建築士事務所登録証明書の写し（概ね申請日の3ヶ月前の日以降に交付を受けたもの）

④ 環境調査業務

計量証明事業者登録証明書又は登録簿謄本の写し（概ね申請日の3ヶ月前の日以降に交付を受けたもの）

3 提出方法

建設政策課への持参又は郵送により提出してください。

4 その他

(1) 営業所が法令・登録規程上の営業所でなくなった場合についても届出をする必要がありますので、忘れずに届出をしてください。

(2) 本変更届に伴い受任先の変更を行う場合は、併せて受任先の変更届と委任状を提出してください。

【提出先及び照会先】

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

秋田県建設部建設政策課 建設業班

TEL 018-860-2425・2426

FAX 018-860-3800